



高齢者の移動を 支援する取り組み

高齢者タクシー利用券の交付申請を受け付けています

ID 6535

市は、運転免許を持たない高齢者の買い物や通院などの外出を支援するため、タクシー料金の一部助成を行っています。



助成内容 タクシー利用券の交付 (1枚500円×24枚)

対象 令和8年度内に75歳以上になる市内在住の人で、運転免許を持っていない人

申請方法 申請書(交通政策課、各行政センターまたは市ホームページにあります)に必要な事項を記入し、マイナンバーカードまたは本人確認書類(運転経歴証明書、後期高齢者医療資格確認書、介護

保険証、障害者手帳など)の原本を持参して、交通政策課または各行政センターへ

※令和7年度に交付した人には申請書を送付しましたので、返送してください

※申請は年度内1回限り

申請期限 12月28日(月)

交付方法 利用券は申請後、郵送で送付します。窓口での即日交付はできません

交通系ICカードの利用でバスやタクシー料金がお得に

ID 10585

65歳以上の人は、事前に登録した交通系ICカードを利用することで、バスやタクシー料金の割引を受けることができます。

バス料金の割引率 50%

タクシー料金の割引率(年度内上限額) ▷65~74歳=30%(上限5,000円) ▷75歳以上=50%(上限12,000円)

登録場所 交通政策課、各行政センター

登録に必要なもの

①マイナンバーカードを持っている場合=交通系IC

カード、マイナンバーカード(カードおよび暗証番号)

※自宅でスマートフォンから登録もできます

②マイナンバーカードを持っていない場合=交通系ICカード、本人確認書類(運転経歴証明書、介護保険証、後期高齢者医療資格確認書、障害者手帳など)の原本
注意事項 すでに登録済みの人のうち、次のいずれかに該当する人は再度の登録が必要です

▷令和7年度に上記②による方法で登録した人

▷マイナンバーカードの登録情報に変更があった人(住所、氏名の変更、電子証明書の更新など)